

北海道動物愛護推進員制度のイメージ

1 動物愛護管理法や条例による飼い主の責務

動物の健康と安全の保持

人への迷惑防止

終生飼養

飼い主明示

動物由来感染症の予防

不妊・去勢措置の実施による無計画な繁殖防止

2 北海道における動物愛護の現状と課題

現
状

○飼育放棄等による犬猫の引取り

年間 3,000頭以上 (うち、約1割が殺処分)

○犬猫の放し飼い・放浪・糞尿等の苦情

年間 300件以上 ※ 各(総合)振興局受理分

課
題

★ 飼 い 主 責 務 の 普 及 啓 発

★ 飼 育 モ ラ ル の 向 上

3 動物愛護推進員制度

